

名古屋市障害者グループホームバリアフリー化改修補助金交付要綱の新旧対照表

名古屋市障害者グループホームバリアフリー化改修補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前（～令和6年9月30日）	改正後（令和6年10月1日～）
<p>(目的)</p> <p>第2条 この補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居（以下「障害者グループホーム」という。）におけるバリアフリー化改修に要する経費に充てるために交付することにより、入居者の重度化・高齢化<u>に対応し</u>、自立した地域生活の継続を可能とすることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この要綱において「バリアフリー化改修」とは、障害者グループホームのバリアフリー化に係る改修工事及び備品等の購入のことをいう。</p> <p>2 この要綱において「<u>補助対象入居者</u>」とは、<u>入居中の障害者グループホームにおける住環境の状況により、日常生活に支障をきたしている者のこと</u>をいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 この補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居（以下「障害者グループホーム」という。）におけるバリアフリー化改修に要する経費に充てるために交付することにより、入居者の重度化・高齢化<u>への対応及び重度障害者の受け入れ促進を図り</u>、自立した地域生活の継続を可能とすることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この要綱において「バリアフリー化改修」とは、障害者グループホームのバリアフリー化に係る改修工事及び備品等の購入のことをいう。</p> <p>2 この要綱において「<u>重度障害者</u>」とは、<u>次の各号のいずれかに該当する者</u>をいう。</p> <p>(1) <u>法第4条第4項に規定する障害支援区分が4以上の者</u></p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の2(4)㉔に定める行動援護の対象者</u></p>

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在する障害者グループホームのバリアフリー化改修であること。
- (2) 補助対象入居者の心身の状況より、円滑な日常生活を営むうえで必要なバリアフリー化改修であること。ただし、老朽化等による補修工事を除く。

(3) 総事業費が300千円未満のバリアフリー化改修であること。

(補助対象経費及び補助金額の算定基準)

第6条 補助対象経費は、バリアフリー化改修に必要な経費とする。

- 2 前項に規定する補助対象経費の実支出額の合計額に3/4を乗じて得た額を補助金額とする。なお、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請事業者」という。)は、名古屋市障害者グループホームバリアフリー化改修費補助金交付申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、改修着手前までに市長に提出するものとする。

- 2 同一障害者グループホームに係る補助金の交付申請は、同一年度につき1回限りとする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在する障害者グループホームのバリアフリー化改修であること。
- (2) 申請日時点で既に入居している利用者又は入居予定の重度障害者(本市支給決定者に限る。)の心身の状況より、円滑な日常生活を営むうえで必要なバリアフリー化改修であること。ただし、老朽化等による補修工事を除く。

(補助対象経費及び補助金額の算定基準)

第6条 補助対象経費は、バリアフリー化改修に必要な経費とする。

- 2 補助金額は、補助対象経費の実支出額の合計額又は800千円のいずれか低い方の金額に3/4を乗じて得た額とする。なお、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請事業者」という。)は、名古屋市障害者グループホームバリアフリー化改修費補助金交付申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、改修着手前までに市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請は、第8条の規定により補助金の交付を受けた申請事業者(令和6年10月1日以降に補助金の交付を受けた申請事業者に限る。)が同一の障害者グループホームにつき2回以上行うことはできない。

(第2号様式)

年 月 日

名古屋市障害者グループホームバリアフリー化改修補助金交付決定通知書

様

名古屋市長名

年 月 日付け申請のありました補助金の交付につきましては、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金 金 円  
ただし「 」にかかる障害者グループホームバリアフリー化改修補助金として
- 2 交付方法  
一括交付
- 3 交付条件
  - (1) この補助金は、申請のあった補助事業に対して交付するものです。
  - (2) この補助金は、本市検査員が行う検査確認により適正と認められた後に交付するものです。
  - (3) 必要と認めるときは、指示し報告を求め審査することがあります。
  - (4) 補助事業完了後は、20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書を提出してください。
  - (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には市長の承認を受けなければなりません。
  - (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には速やかに市長に報告してその指示を受けなければなりません。
  - (7) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を、事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければなりません。
  - (8) 上記条件に違反した時又は不正に補助金の交付を受けたことが明らかになった時は、すでに交付した補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は返還を求めることがあります。

(第2号様式)

年 月 日

名古屋市障害者グループホームバリアフリー化改修補助金交付決定通知書

様

名古屋市長名

年 月 日付け申請のありました補助金の交付につきましては、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金 金 円  
ただし「 」にかかる障害者グループホームバリアフリー化改修補助金として
- 2 交付方法  
一括交付
- 3 交付条件
  - (1) この補助金は、申請のあった補助事業に対して交付するものです。
  - (2) この補助金は、本市検査員が行う検査確認により適正と認められた後に交付するものです。
  - (3) 必要と認めるときは、指示し報告を求め審査することがあります。
  - (4) 補助事業完了後は、20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書を提出してください。
  - (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には市長の承認を受けなければなりません。
  - (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には速やかに市長に報告してその指示を受けなければなりません。
  - (7) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を、事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければなりません。
  - (8) 上記条件に違反した時又は不正に補助金の交付を受けたことが明らかになった時は、すでに交付した補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は返還を求めることがあります。
  - (9) 上記1で補助金の交付を受けた事業者は、同一の障害者グループホームにつき2回以上交付申請を行うことができません。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱による改正後の名古屋市障害者グループホームバリアフリー化改修補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請された補助金について適用し、同日前に申請された補助金については、なお従前の例による。